

○士幌町身体障がい者用自動車改造助成事業実施要綱

平成25年3月15日

訓令第6号

改正 平成28年1月1日訓令第7号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び士幌町地域生活支援事業の実施に関する条例（平成18年士幌町条例第46号）に基づき、身体障がい者（身体障がい児を含む。以下同じ。）の社会参加を促進するため、身体障がい者が自動車を改造し、自ら運転する場合（以下「本人運転の場合」という。）又は自ら運転できない重度の身体障がい者若しくはその者と生計を一にする者が改造された自動車の購入等をする場合（以下「介護者運転の場合」という。）においてその経費の一部を助成することにより、福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、士幌町に住所を有する者であって、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 本人運転の場合

- ア 上肢、下肢又は体幹機能の障がいに係る身体障害者手帳1級若しくは2級を所持していること又は運転免許証に改造の要件が記載されていること。
- イ 当該改造によって社会参加が見込まれること。
- ウ 申請の月の属する年の前年（1月から6月までの間に申請を行う場合は、前々年）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に定める特別障害者手当の支給に係る当該月の所得制限限度額を超えていない者
- エ 過去5年間に、この事業の助成を受けていないこと。ただし、身体状況の悪化等特別な理由がある場合は、この限りでない。

(2) 介護者運転の場合

- ア 身体障害者手帳1級又は2級を所持し、かつ、自ら自動車を運転できない車椅子利用者がいる世帯であること。
- イ 当該改造によって社会参加が見込まれること。
- ウ 申請の月の属する年の前年（1月から6月までの間に申請を行う場合は、前々年）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条に定める特別障害者手当の支給に係る当該月の所得制限限度額を超えていない者
- エ 過去5年間に、この事業の助成を受けていないこと。ただし、身体状況の悪化等特別な理由がある場合は、この限りでない。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 本人運転の場合 身体障がい者本人が所有し運転する自動車の操行装置及び駆動装置の改造にかかる経費
- (2) 介護者運転の場合 身体障がい者本人又は身体障がい者と生計を一にする者が所有する自動車の移乗装置の改造又は移乗装置を備えた自動車の購入にかかる経費（同種の標準型車両購入費との差額分）

(助成額)

第4条 助成の対象となる額は、自動車の改造に直接要した費用の額（当該費用の額が10万円を

超えるときは、10万円) とする。

(申請)

第5条 この事業の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、身体障がい者用自動車改造費助成申請書(様式第1号)に、改造を行う業者の見積書を添えるとともに運転免許証を提示して町長に申請しなければならない。

(助成の決定等)

第6条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し、身体障がい者用自動車改造費決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。ただし、改造後に運転免許を取得する者については、運転免許取得を助成の条件として決定するものとする。

2 町長は、前条に規定する申請があった場合で、当該申請を却下するときは、その旨を申請者に対し、身体障がい者用自動車改造費却下決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 前条第1項の規定により助成決定通知を受けた者は、助成決定通知を受けた後に改造をするものとし、改造終了後(同項ただし書の条件を付された者については、運転免許取得後)身体障がい者用自動車改造費助成金請求書(様式第4号)を町長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な行為によりこの要綱による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(関係機関との連絡)

第9条 町長は、この事業の実施に際し、関係機関及び自動車改造等を行う業者と連絡を密に行うものとする。

(台帳の整備)

第10条 町長は、身体障がい者用自動車改造費の助成状況を明らかにするため、身体障がい者用自動車改造費助成金受給者台帳(様式第5号)を整備しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月1日訓令第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、改正前の土幌町身体障がい者用自動車改造助成事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○士幌町地域生活支援事業の実施に関する条例

平成18年 9月15日

条例第46号

(目的)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 地域生活支援事業の対象となる者は、障害者等又は障害者等の保護者が町内に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）を有するもので、法第4条に規定する者及び早期の療育が必要と町長が認めた者とする。

2 前項に規定するもののほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が町内であるものは、地域生活支援事業を利用することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内にある者は、地域生活支援事業を利用することができない。

(事業内容)

第3条 地域生活支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業
- (6) 日中一時支援事業
- (7) 生活サポート事業
- (8) その他町長が必要と認める事業

(事業の委託)

第4条 前条に掲げる事業の一部又は全部を、町長が適当と認める社会福祉法人等に委託することができるものとする。

(高額地域生活支援事業費)

第5条 第3条に掲げる事業の利用に関して、当該月の世帯における利用者負担の合計額が別表に定める高額地域生活支援事業費算定基準額を超える場合、高額地域生活支援事業費を償還払いにより町が利用者に支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、第3条に掲げる事業の利用に関する当該月の利用者負担の合計額と、法第5条の規定による障害福祉サービスの利用に関する当該月の利用者負担の合計額の総合計額が別表に定める高額地域生活支援事業費算定基準額を超える場合についても、高額地域生活支援事業費を償還払いにより町が利用者に支給するものとする。

(支給の申請)

第6条 前条に掲げる高額地域生活支援事業費の支給を受けようとする障害者等又は障害者等の保護者は、規則に定めるところにより町長に申請するものとする。

(決定及び通知並びに支給)

第7条 町長は、前条に掲げる申請を受理した場合には、実態を調査したうえで、高額地域生活支援事業費の支給を決定するものとする。

2 町長は、支給を決定した場合は、規則に定めるところにより申請者に通知するものとする。

3 町長は支給を決定した場合は、前条の規定による申請を受理した日から30日以内に支給するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月7日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の士幌町地域生活支援事業の実施に関する条例の規定は、平成22年4月1日以後の地域生活支援事業の利用に係る高額地域生活支援事業費の支給について適用し、同日前の地域生活支援事業の利用に係る高額地域生活支援事業費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月12日条例第22号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

高額地域生活支援事業費算定基準額

町民税課税額等による障害者及び障害児の保護者の所得階層区分		月額負担上限額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護世帯	0円
B	当該年度分(第3条に掲げる事業を利用した月が4月から6月までの場合は前年度分)の町民税非課税世帯	0円
C	当該年度分(第3条に掲げる事業を利用した月が4月から6月までの場合は前年度分)の町民税課税世帯	37,200円